

令和7年5月23日時点

～エコハウス補助金よくあるご質問～

高槻市 環境政策課
(072)674-7486

1. 太陽光発電システムについて

質問1	Q 太陽光発電システムのみを導入しました。この場合、補助の対象になりますか。
	A 太陽光発電システムを単体で導入した場合、補助の対象になりません。 太陽光発電システムは蓄電池または V2H と同時設置した場合に補助の対象となります。
質問2	Q 新築に太陽光発電システムと蓄電池を同時設置する予定ですが、太陽光発電システムはサービスのため無料となります。この場合、補助の対象になりますか。
	A 補助の対象になります。 補助対象経費には、蓄電池の金額のみ記載し申請してください。
質問3	Q 太陽光発電システムを増設し、新たに蓄電池を導入した場合、補助の対象になりますか。
	A 補助の対象になります。 新たに太陽光発電システムと蓄電池を同時設置（最も早い契約日から最も遅い契約日までの期間が90日以内）している場合、補助の対象となります。 なお、電力会社と電力受給契約を締結したことを証する書類である「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」については、旧（増設前）に加え、新（増設後、契約変更日入り）の写しの提出が必要となります。 ただし、旧（増設前）の導入に対し、高槻市の補助金を使用している場合は、同一機器の対象となるため、対象外となります。
質問4	Q 太陽光パネル、蓄電池及び V2H を設置しました。補助の対象になりますか。
	A 補助の対象になります。 太陽光パネル及び蓄電池の同時設置と V2H 単独設置の2つの機器について申請いただくことになります。

2. 窓の断熱改修について

質問1	Q 既存住宅のすべての窓にすでに複層ガラスを設置していますが、より性能の高い複層ガラスに交換しようと考えています。その場合、補助の対象になりますか。
	A 補助の対象になりません。 本補助金では、断熱性の低い窓から断熱性の高い窓への改修を目的としているため、すでに一定の断熱効果がある窓の改修（複層ガラスの窓をより高性能な複層ガラスへ交換する場合や、すでに複層ガラスの窓に新たに内窓を新設する場合等）は、補助の対象外となります。
質問2	Q 窓の断熱改修を行うに際して、複層ガラスへの交換に加え、内窓の新設をする場合、補助の対象となりますか。
	A 一部、補助の対象となります。 一つの窓に対して複数の方法により断熱改修を行う場合、いずれかの方法のみが補助の対象となります。

3. 雨水貯留タンクについて

質問1	Q お店で雨水貯留タンクを購入し、個人で設置しました。補助金の申請は可能でしょうか。
	A 申請可能です。 ただし、提出をお願いしている契約書や領収書などの一部必要書類については、代替の書類が必要になる場合がありますので、ご相談ください。
質問2	Q 雨水貯留タンクを自宅の敷地外にある自身の畑に設置しました。補助の対象になりますか。
	A 補助の対象になりません。 このエコハウス事業の定義は、あくまで自ら居住する住宅に機器を導入することになります。 したがって、自宅外の土地に設置するケースは対象外となります。

質問3	Q 雨水貯留タンクを2個設置しました。2つとも補助の対象になりますか。
	<p>A ケースによります。</p> <p>1つの商品として販売されている雨水貯留タンクを2セット購入し、設置する場合は、1セットのみが対象となります。しかし、雨水貯留タンク2個を1つの商品として販売している商品については、本体代全額が補助対象となります。</p> <p>このほか様々なケースが考えられますので、疑問のある場合は、環境政策課までお問い合わせください。</p>

4. V2H について

質問1	Q V2Hとはどのようなものでしょうか。
	<p>A Vehicle to Home といい、電気自動車に蓄えた電気を家屋に供給するための機器です。</p> <p>電気自動車の充電器とは異なりますので、ご注意ください。</p>
質問2	Q 太陽光発電システムの無い自宅に V2H を設置しました。補助の対象になりますか。
	<p>A 補助の対象になりません。</p> <p>太陽光発電システムと連携していることが条件になります。</p>
質問3	Q 住居に太陽光発電システムが設置されているかは、どのように確認するのでしょうか。
	<p>A 原則、電力需給契約書の写しを提出していただいています。</p> <p>太陽光発電システムが設置されているが、電力需給契約書が確認できない場合は、環境政策課にご相談ください。</p>
質問4	Q 太陽光発電システムは設置していますが、太陽光発電システムとの連携を行いません。補助の対象になりますか。
	<p>A 補助の対象になりません。</p> <p>太陽光発電システムと連携していないものは、対象外となります。</p>

5. 申請書類について

質問1	Q 申請書類は、郵送での提出も可能ですか。
	A 窓口へ直接持参のうえ、提出して下さい。 書類不備により即時受付できないケースが非常に多くなっているため、窓口で書類を確認したうえで、提出いただいています。
質問2	Q 申請書類の提出を、申請者以外の第三者（ハウスメーカーや施工業者等）に依頼することは可能ですか。
	A 可能です。 委任状等は不要ですが、必要に応じ、市から申請者にも連絡をする場合があります。
質問3	Q 申請書類の提出が完了したら、その場で補助金を受け取れますか。
	A 後日になります。 窓口では、申請書類がすべて揃っていることや簡易な確認のみを行います。申請書類をお預かりした後、正式な審査を行い、申請者に郵送にて補助金交付の可否を概ね2か月以内にお知らせします。その後、請求書を提出いただいてから、概ね1か月で補助金が口座に振り込まれます。
質問4	Q 窓口にて、申請書類に一部不足があることが判明した場合や、不備がある等の理由により再提出となった場合、全ての書類を持ち帰ったうえで再度来庁し、提出しなければならないのでしょうか。
	A 軽微な修正の場合、「書類預かり」として、申請書類の一部をお預かりすることは可能です。その場合、不足書類が全て提出された時点で受付完了（予算枠の確保）となるため、早急に書類の提出をお願いします。

質問5	Q 上記の「書類預かり」中に、申請を予定している機器の交付額が予算の上限に達した場合、どうなりますか。
	A 補助金は交付できません。 「書類預かり」中に予算枠がなくなり受付が終了した場合、提出された申請書類の引き取りをお願いします。なお、市からの連絡後1か月以内に引き取りがない場合、預かった切手を使用し、住民票、完納証明書を返送します。残り全ての書類は破棄します。
質問6	Q 前年度の3月から本年度の制度開始までの間にエコハウス事業の完了日を迎えたのですが、申請は可能でしょうか。
	A 対象機器によっては申請可能です。 前年度のエコハウス補助金において受付を行った補助対象機器で上限件数を迎えていない、かつ令和7年3月1日(土)から5月11日(日)までにエコハウス事業の完了日を迎えたものが申請可能となります。 今年度の対象機器番号は1、2、3、4、5、8です。
質問7	Q 現在高槻市民で、市内引っ越し先の住居に対象機器を導入するのですが、引っ越し前でも申請可能ですか。
	A 申請できません。 転居の手続きを完了し、新たな住所の住民票が発行可能になれば申請が可能です。新たな住所の住民票が発行できない間は申請を受付できません。提出期限に留意し、転居の手続きを完了してください。
質問8	Q 対象機器を契約して設置しましたが、見積書や領収書が発行されませんでした。申請は可能でしょうか。
	A 見積書や領収書がない状態での受付はできません。見積書や領収書、またはそれらに類する書類を事業者から発行していただく必要があります。

6. その他

質問1	Q 個人間売買による取引（フリマアプリ等）を利用し、未使用の機器を調達した場合、補助の対象になりますか。
	A 補助の対象になりません。 本補助金では、交付要綱第2条第1項第1号において、「導入する機器は自作品を除く市販のもの、かつ導入前において、使用に供されたものでないものに限る」としています。また、古物営業法では、一度使用された、若しくは使用されていない場合でも、使用のために取引されたものを古物と定義しています。 そのため、たとえ未使用であったとしても、一度市場に流通したものは中古品であると判断し、補助の対象外となります。
質問2	Q 補助金の交付決定通知書は、いつごろ送付されますか。
	A 申請書類をお預かりした後、正式な審査を行い、問題がなければ、通常2か月ほどで、申請者に交付決定通知書を郵送します。
質問3	Q 過去にリビングの窓を高槻市の補助金を使用して断熱改修したが、今年度にほかの部屋の窓を高槻市の補助金を使用して断熱改修することは可能ですか。
	A できません。 過去に高槻市の補助金を受けた同一の対象機器については、2回目の補助を受けることはできません。
質問4	Q 国の補助金を受けましたが、申請は可能ですか
	A 国の補助金との併用申請は可能です。 ただし、国から受けた補助金の額を対象経費から差し引いた金額での補助金算定になります。 また、国の補助金が市の補助金と併用が可能かどうかは国の補助金の問い合わせ先にご確認ください。

質問5	<p>Q 補助金の対象となる経費の考え方について教えてください。</p>
	<p>A 交付要綱第3条第4項に記載のとおり、「機器本体及び設置に係る費用（消費税等額を含まない。）から本補助金の他に交付を受けた、あるいは受ける予定の補助金の額を減じた額」です。</p> <p>補助金の対象機器以外の工事を含むリフォーム等においては、対象機器以外に係る工事費用は、補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）の対象外です。</p> <p>また、工事代金の値引き額や、本補助金の他に交付を受けた（受ける予定の）補助金の額については、工事代金に占める補助対象機器本体及び設置に係る費用の割合を算出し、値引き及び他の補助金に乗じた額を減じることとしています。</p> <p>補助対象経費の考え方に不明な点があれば、環境政策課にご相談ください。</p> <p>（例）窓の断熱改修と同時に行う網戸の改修費用や、太陽光発電システムを含む補助対象機器におけるHEMSの設置費用などは、補助対象経費の対象外。</p>